

兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第18号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 総合治水条例施行規則（総合治水課）	1

公布された法令のあらまし

●総合治水条例施行規則（規則第25号）

総合治水条例の施行に関して、次のとおり、必要な事項を定めることとした。

1 調整池の設置を要する開発行為の基準

調整池の設置を要する開発行為の基準は、開発行為が、その開発行為をしようとする土地の雨水流出量（土地に浸透又は滞留をせずに流出する雨水の量をいう。）の増加をもたらす開発行為に該当することとした。

2 指定の告示

指定調整池、指定雨水貯留浸透施設、指定貯水施設及び指定耐水施設の指定の告示は、所在地等を明示して行うものとした。

3 指針の制定

知事は、雨水貯留浸透機能、雨水貯留容量を確保するための措置、排水計画及び耐水機能の指針を定めることとした。

4 知事との協議

雨水貯留浸透機能、指定貯水施設、指定ポンプ施設及び耐水機能に係る知事との協議の方法を定めることとした。

5 所有者等の届出

(1) 指定調整池について、機能が失われたとき及び所有者等を変更したときの届出の方法を定めることとした。

(2) 指定雨水貯留浸透施設について、雨水貯留浸透機能を備えたとき、雨水貯留浸透機能が失われたとき及び所有者を変更したときの届出の方法を定めることとした。

(3) 指定貯水施設について、雨水貯留容量の確保を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止するとき及び管理者を変更したときの届出の方法を定めることとした。

(4) 指定ポンプ施設について、用途を廃止したとき及び管理者を変更したときの届出の方法を定めることとした。

(5) 指定耐水施設について、耐水機能を備えたとき、耐水機能が失われたとき及び所有者を変更したときの届出の方法を定めることとした。

6 指定の解除の告示

指定調整池、指定雨水貯留浸透施設、指定貯水施設及び指定耐水施設の指定の解除の告示は、所在地等を明示して行うものとした。

7 浸水が想定される区域の指定

降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の指定は、水防法に規定する国土交通省令で定めるところに準じて行うものとした。

規 則

総合治水条例施行規則をここに公布する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第25号

総合治水条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(調整池の設置を要する開発行為の基準)

第2条 条例第10条に規定する規則で定める基準は、土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者の行う開発行為が、その開発行為をしようとする土地の雨水流出量（土地に浸透又は滞留をせずに流出する雨水の量をいう。以下同じ。）の増加をもたらす開発行為に該当することとする。

2 前項の雨水流出量の増加は、開発行為をしようとする土地について、開発行為をした後の当該土地の別表左欄の別に応じ同表右欄に定める係数を当該土地の同表左欄の別ごとの面積に乗じたものの総和を当該土地の全体の面積で除した数（以下「流出係数」という。）が、開発行為をする前の当該土地について算定した流出係数と比べて上回る場合に生じるものとみなす。

(指定調整池の指定の告示)

第3条 条例第18条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定する調整池の所在地
- (2) 指定する調整池の所有者（所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定する理由

(指定調整池の所有者等の届出)

第4条 条例第19条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の指定調整池の機能が失われた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定調整池の所在地
- (2) 指定調整池の所有者（所有者以外に当該指定調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「指定調整池の所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 機能が失われた日
- (4) 機能が失われた理由

2 条例第19条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、土地の登記事項証明書その他の指定調整池の所有者等が変更したことを証する書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定調整池の所在地
- (2) 新たに指定調整池の所有者等となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定調整池の所有者等を変更した日

(指定調整池の指定の解除の告示)

第5条 条例第20条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定調整池の所在地
- (2) 指定調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定を解除する理由

(指定雨水貯留浸透施設の指定の告示)

第6条 条例第22条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定する土地等（条例第22条第1項に規定する土地等をいう。以下同じ。）の所在地
- (2) 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定する土地等の所有者等（条例第21条第1項に規定する所有者等をいう。第8条から第10条までにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 指定する理由

(雨水貯留浸透機能の指針)

第7条 知事は、指定雨水貯留浸透施設に備えるべき雨水貯留浸透機能の指針を定めるものとする。

(雨水貯留浸透機能に係る知事との協議)

第8条 条例第23条第2項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書に、雨水貯留浸透機能を備えるために整備しようとする設備の設計書その他の雨水貯留浸透機能の内容を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えようとする雨水貯留浸透機能の内容
(指定雨水貯留浸透施設の所有者等の届出)

第9条 条例第24条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の雨水貯留浸透機能が備えられた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えられた雨水貯留浸透機能の内容

2 条例第24条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の雨水貯留浸透機能が失われた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 雨水貯留浸透機能が失われた日
- (5) 雨水貯留浸透機能が失われた理由

3 条例第24条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、指定雨水貯留浸透施設に係る登記事項証明書その他の所有者の変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 新たに指定雨水貯留浸透施設の所有者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 所有者を変更した日
(指定雨水貯留浸透施設の指定の解除の告示)

第10条 条例第25条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 指定を解除する理由
(指定貯水施設の指定の告示)

第11条 条例第27条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定する貯水施設の所在地
- (2) 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定する理由
(雨水貯留容量を確保するための措置の指針)

第12条 知事は、指定貯水施設の管理者が講ずべき雨水貯留容量(条例第26条に規定する雨水貯留容量をいう。以下同じ。)を確保するための措置の指針を定めるものとする。

(指定貯水施設における措置に係る知事との協議)

第13条 条例第28条第2項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書によってしなければならない。

- (1) 指定貯水施設の所在地
- (2) 指定貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 雨水貯留容量を確保するための措置の内容
(指定貯水施設の管理者の届出)

第14条 条例第29条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってしなければならない

い。

- (1) 指定貯水施設の所在地
- (2) 指定貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定貯水施設の雨水貯留容量を確保するための措置を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止する日
- (4) 雨水貯留容量を確保するための措置を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止する理由

2 条例第29条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、契約書その他の管理者の変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定貯水施設の所在地
- (2) 新たに指定貯水施設の管理者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 管理者を変更した日
(指定貯水施設の指定の解除の告示)

第15条 条例第30条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定貯水施設の所在地
- (2) 指定貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定を解除する理由
(排水計画の指針)

第16条 知事は、指定ポンプ施設の管理者が策定すべき条例第33条第1項に規定する排水計画の指針を定めるものとする。

(指定ポンプ施設に係る知事との協議)

第17条 条例第33条第2項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書に、同条第1項に規定する排水計画の案を添付してしなければならない。

- (1) 指定ポンプ施設の所在地
- (2) 指定ポンプ施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(指定ポンプ施設の管理者の届出)

第18条 条例第34条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってしなければならない。

- (1) 指定ポンプ施設の所在地
- (2) 指定ポンプ施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 用途を廃止した日
- (4) 用途を廃止した理由

2 条例第34条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、契約書その他の管理者の変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定ポンプ施設の所在地
- (2) 新たに指定ポンプ施設の管理者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 管理者を変更した日
(浸水が想定される区域の指定)

第19条 条例第38条第1項に規定する降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の指定は、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に規定する国土交通省令で定めるところに準じて行うものとする。

(指定耐水施設の指定の告示)

第20条 条例第45条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定する建物等(条例第44条に規定する建物等をいう。以下同じ。)の所在地
- (2) 指定する建物等の用途
- (3) 指定する建物等の所有者等(条例第44条に規定する所有者等をいう。第22条から第24条までにおいて同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 指定する理由
(耐水機能の指針)

第21条 知事は、指定耐水施設に備えるべき耐水機能の指針を定めるものとする。

(指定耐水施設に係る知事との協議)

第22条 条例第46条第2項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書に、耐水機能に関する設計書その他の耐水機能の内容を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えようとする耐水機能の内容

(指定耐水施設の所有者等の届出)

第23条 条例第47条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の耐水機能が備えられた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えられた耐水機能の内容

2 条例第47条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の耐水機能が失われた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 耐水機能が失われた日
- (5) 耐水機能が失われた理由

3 条例第47条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、指定耐水施設に係る登記事項証明書その他の所有者の変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 新たに指定耐水施設の所有者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 所有者を変更した日

(指定耐水施設の指定の解除の告示)

第24条 条例第48条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 指定を解除する理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(重要調整池に係る技術的基準等)

2 条例第11条第2項の規定による技術的基準その他の重要調整池に関する規則に委任された事項については、条例附則第1項ただし書に定める日までに必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表 (第2条関係)

土地	係数
1 宅地その他の樹林地又は草地でない土地 (5及び6の土地を除く。)	0.9
2 ゴルフ場その他の草地であって、平らでない土地 (5及び6の土地を除く。)	0.8
3 山林その他の樹林地であって、平らでない土地 (5及び6の土地を除く。)	0.7

4 原野その他の樹林地又は草地であって、平らな土地（5及び6の土地を除く。）	0.6
5 河川その他の水を流出させるための利用に供されている土地（6の土地を除く。）	1
6 池沼、水田その他の雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する効果のある用に供されている土地	0.7